



自動車事故にもう1つの安心を——

まごころ共済

(自動車事故費用共済)

自動車事故時のお見舞金をはじめ、物損事故（ケガのない事故）を補償する特約も！
任意保険 + 「まごころ共済」 で、ご契約者をお守りいたします！

まごころ共済とは

- 自動車事故時のお見舞金を補償する制度です。
- ご契約車両の運転者と同乗者および**事故の相手側**の運転者と同乗者の死亡とケガを補償いたします。
- **共済金は全てご契約者にお支払いいたします。**

ご自身の補償はもちろんご契約者から事故相手への「誠意」をしっかりサポートすることができます。

補償内容

ケガの補償	契約者側 (同乗者含む)	相手側 (契約者側に過失がある場合)
死亡 事故共済金 <small>事故の日から180日以内に死亡されたとき (1事故につき)</small>	300 万円	300 万円までの自費 (一時金として30万円)
後遺障害 事故共済金 <small>(障害級別による)</small>	300~12 万円	300~12 万円 (算定額を限度に自費を補償)
入・通院 事故共済金 <small>365日分または300万円限度</small>	(1人あたり) 入院日額 4,500 円 通院日額 2,250 円 <small>1事故につき入院・通院合わせて1日最高18,000円</small>	入通院臨時費用共済金 <small>3日以上の入通院で一時金3万円 (左記日額より300万円までの自費をお支払)</small>

- **ケガのない事故 (物損事故) も補償!** 他人の物や車を壊してしまった、自分の車を傷つけてしまったときに…

対物事故共済金特約

相手の車両などに損害を与え、契約者の経済的負担が**2万円以上となった**場合 (契約者側に過失がある場合)



➡ **3**万円のお支払い
(1共済期間内に1回)

車両事故共済金特約

自動車事故 (自損事故含む) や台風等により、契約者の経済的負担が**3万円以上となった**場合



➡ **3**万円のお支払い
(1共済期間内に1回)

※これは募集文書ではなく制度概要を説明したご案内文書です。詳細につきましては「約款・重要事項説明書」をご覧ください。

掛金については裏面へ →

車種		年払掛金	月払掛金
自家用	普通・小型乗用車 小型貨物乗用車	12,100 円	1,210 円
	軽乗用車 軽貨物車	7,600 円	760 円

※普通貨物自動車（2t以下）→ 年間掛金16,600円（月払掛金 1,660円）、普通貨物自動車（2t超）→ 年間掛金19,600円（月払掛金 1,960円）で、お引受できます。
※タクシー等の営業用車両やダンプカーなど一部ご契約のできない車種もあります。

支払例 ～こんな事故を起こして～

1. 死亡事故を起こしてしまった…



香典供花料、葬儀費用、相手側への
慰謝料として300万円を支払った。



300 万円のお支払い

2. 衝突事故を起こしてしまった…



- ①相手の車両に20,000円以上の損害があった。 → 対物事故共済金 **30,000**円
- ②自分の車両に30,000円以上の損害があった。 → 車両事故共済金 **30,000**円
- ③相手1名が3日間の入通院をした。 → 入通院臨時費用 **30,000**円

合計 **9** 万円のお支払い

3. 自損事故を起こしてしまった…



他人の所有物（電信柱、駐車中の他人の車、友人宅の壁など）に損害が出た場合

- ①他人の財物に20,000円以上の損害があった。 → 対物事故共済金 **30,000**円
- ②自分の車両に30,000円以上の損害があった。 → 車両事故共済金 **30,000**円

合計 **6** 万円のお支払い

◆任意保険とは関係なく共済金をお支払いいたします。共済金をお支払いした場合も**翌年の共済掛金に変更はございません。**

共済期間・運転者の範囲について

運転者の範囲について

運転者の範囲については個人契約・法人契約・個人事業所契約で異なります。



共済期間および責任の始期について

- ◆共済期間は、共済契約を締結した日の翌月1日の午前0時から1年とします。
- ◆責任の始期は、共済期間と同一とします。

個人でご契約の場合	法人でご契約の場合	個人事業所（屋号記載） でご契約の場合
① 共済契約者 ② 共済契約者の同居の親族 ③ 上記以外の届出運転者 （2名まで）	① 共済契約者（理事、取締役など） ② 共済契約者が雇用するもの ③ 上記以外の届出運転者 （2名まで）	① 共済契約者 ② 共済契約者の同居の親族 ③ 共済契約者が雇用するもの ④ 上記以外の届出運転者 （2名まで）

補償のご相談は県共済まで！ <えひめの中小企業を補償でサポートいたします。>

当組合は「万人は一人のために、一人は万人のために」という相互扶助の精神のもと、愛媛の中小企業・小規模事業者のための共済として昭和33年、中小企業等協同組合法に基づき愛媛県の認可を受け設立された協同組合です。できるだけ少ない負担（掛金）で、万一の不測の災害に備えるための共済制度をご提供し、中小企業・小規模事業者の皆様が安心して事業活動を行えることを目的としております。ご相談・お問い合わせは下記の連絡先まで！

当組合ホームページにパンフレットを掲載しております。
<https://ehime-kyosai.or.jp>



【取扱組合】 **愛媛県火災共済協同組合** 〒790-0001 松山市一番町4丁目1-2 **☎ 089-945-1313**

【取扱代理所】